

緑の風 FAX版

NO. 97 2022年2月14日 JR東労組



JR 東労組ホームページ



公正な過半数代表選が行われているかチェックしよう

注意

2019年4月1日から「過半数代表者」の要件が厳格化され、労基法施行規則に「**使用者の意向に基づき選出されたものではないこと**」が追加！

過半数代表者が**使用者の意向**で選出されれば**無効**になる場合があります

ケース1

現場長に呼ばれ、やりたくないのに会社の意向として無理やり、立候補せられた…



ケース2

現場長が会社の意向として特定の候補者に投票することを社員に伝える

社員代表は
〇〇〇に
投票しろ



このような規則違反がないかチェックしよう！

ケース3

支社の部長が現場管理者を集め、会社の意向として、誰を立候補させるか密談する



ケース4

立候補した管理者が、LINEで

投票に×を投じることは会社に対して反旗を翻す

と恫喝まがいの投稿をする



過半数代表者選挙は、職場で働く者の代表を選出する選挙です。過半数代表者が、会社の意向に基づき選出されれば会社に物を言えなくなる可能性があるため、会社の意向が反映されないように労働基準法規則に追記されました。つまり、過半数代表者選挙に会社の意向が反映されれば、それは「労働基準法施行規則違反」であり、無効になる可能性があります！

会社の意向ではなく、労働者の意志で代表者を選ぼう